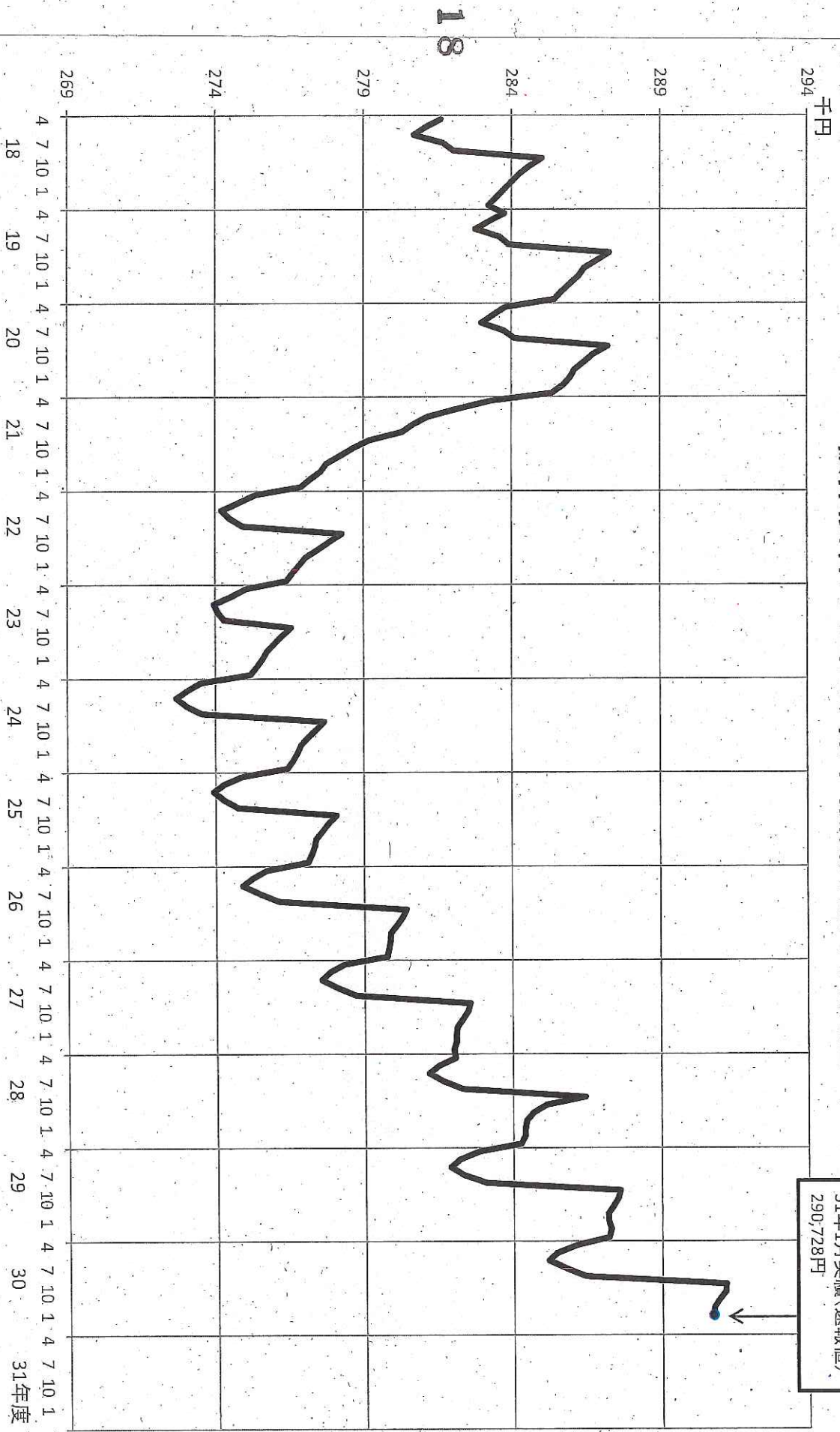


被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値



関連する主な経済指標

●毎月勤労統計調査 (厚労省) 2月22日発表

12月分 (確報)

○きまって支給する給与 (基本給、時間外給与等)

常用雇用労働者数5~29人の事業所、一般労働者 (平成27年の平均=100)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成27	99.1	99.6	100.2	100.9	99.4	99.8	99.7	99.5	99.8	100.3	100.6	100.8
28	99.4	100.2	100.9	101.8	99.8	101.0	101.2	100.5	101.1	101.6	101.6	101.9
29	100.5	101.1	101.8	102.7	101.1	101.9	102.2	101.5	102.1	102.4	102.6	103.2
30	101.1	101.7	102.9	103.4	101.9	102.4	102.7	101.9	102.2	103.2	103.3	103.3

19

●日銀短観 (12月分業況判断D1) 12月14日発表

<中小企業> (「良い」-「悪い」・%)

先行き

2017/9月 → 2017/12月 → 2018/3月 → 2018/6月 → 2018/9月 → 2018/12月 → (2019/3月まで予測)

製造業	10	15	15	14	14	14	14	8
非製造業	8	9	10	8	10	11	5	
<大企業>								
製造業	22	25	24	21	19	19	15	
非製造業	23	23	23	24	22	24	20	

※企業経営者に、経営状態が「良い」「さほど良くない」「悪い」の選択肢から一つ選んでもらい、「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を引く。この数字の変化で、経営者の景気判断の変化を把握する。

●月例経済報告（内閣府） 2月21日発表

総論

景気は、緩やかに回復している。

雇用情勢

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は緩やかに増加している。
雇用情勢の先行きについては、着実に改善していくことが期待される。

20

●景気動向指数（内閣府） 3月7日発表

1月分（速報）

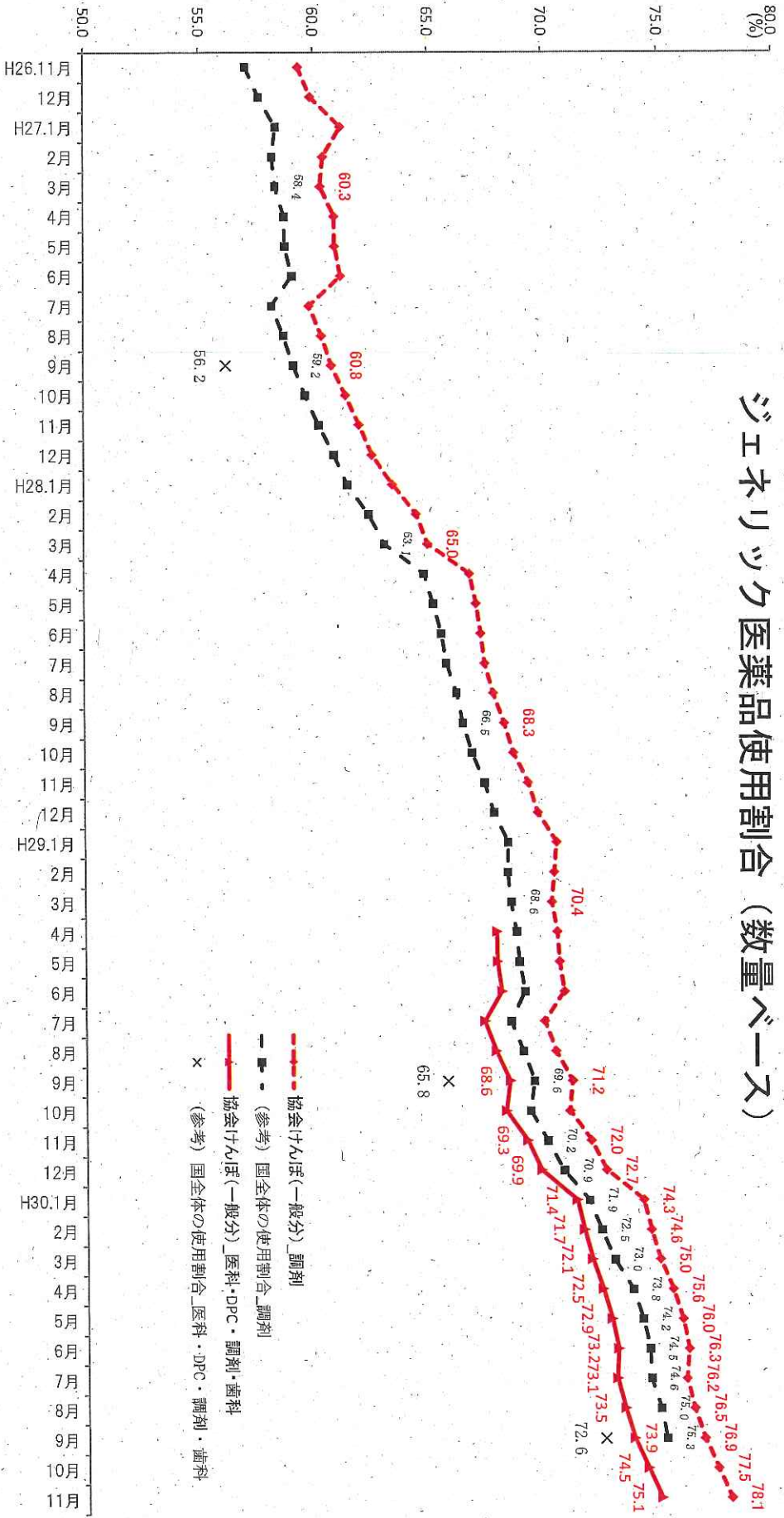
一致指数：前月比 2.7 ポイント下降し、3カ月連続の下降。

先行指数： 1.3 ポイント下降し、5カ月連続の下降。

遅行指数： 0.1 ポイント下降し、2カ月連続の下降。

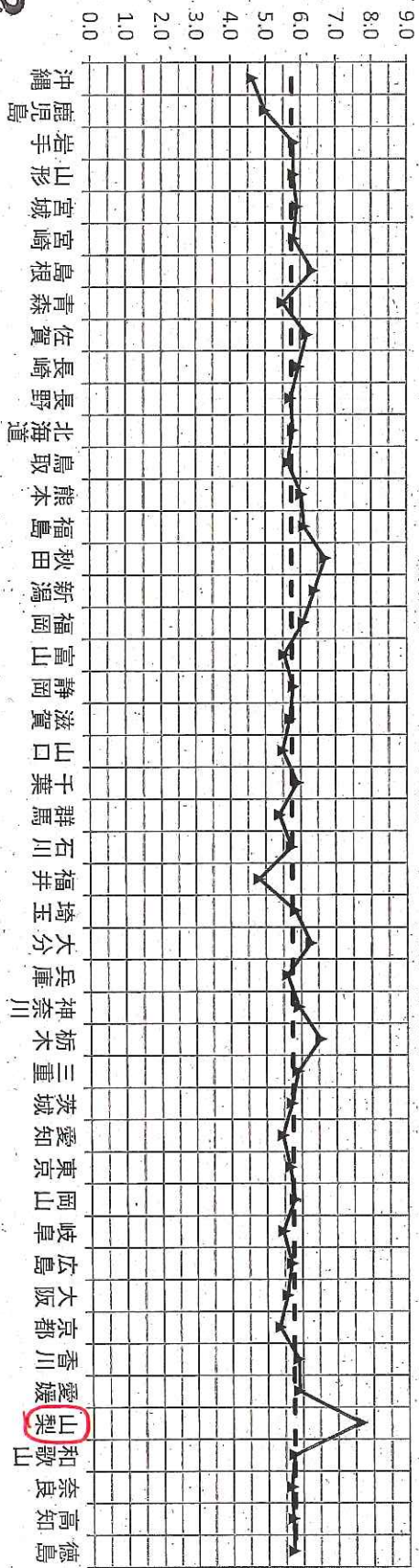
※景気の現状把握及び将来予測に資するため、景気に敏感に反応する各種の経済指標を統合して作成。

ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)

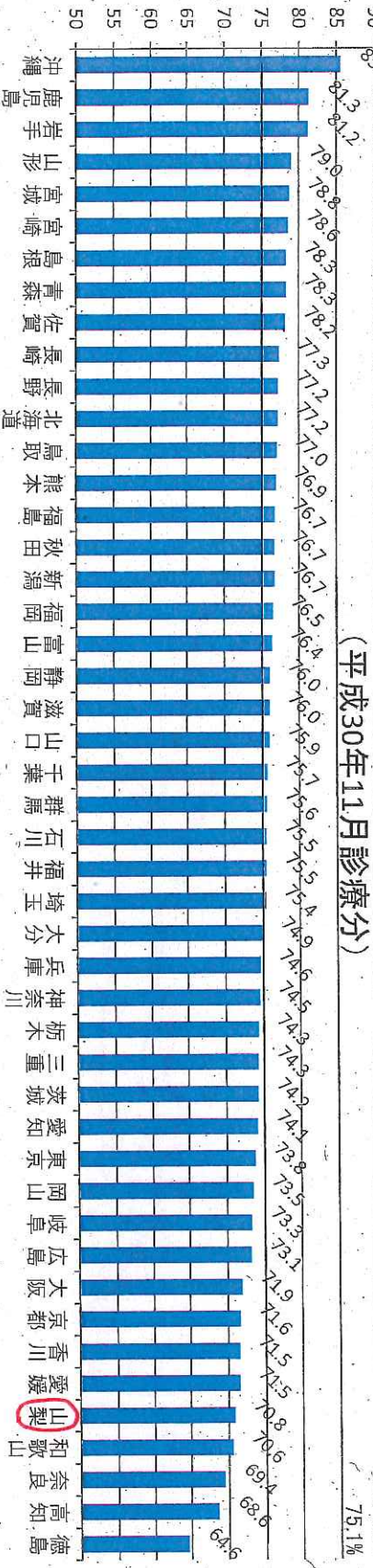


注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤シフトについて集計したものである。(ただし、電子シフトに限る。)
 注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
 注3. 「後発医薬品の数量」/(後発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
 注4. 「国全体の使用割合」調剤は「調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省)」、「国全体の使用割合」医科・DPC・調剤・歯科は「医薬品価格調査(厚生労働省)」による。
 注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品割合が低くなる可能性がある。

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差
(数量ベース) (平成30年11月診療分)



都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)
(平成30年11月診療分)



注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーピングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

全国健康保険協会の 業績に関する評価結果について

業績評価結果一覧表

1. 健康保険

H25年度	H29年度				最終評価	自己評価
	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度		
最終評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価
	A	A	A	A	A	B
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	A	A	A	A	A	A
(2) 平成30年度に向けた意見発信	A	B	/	/	/	/
(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	S	A	A	A	A	A
(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	S	A	A	A	A	A
(5) 地域医療への関与	A	B	A	A	A	/
(6) 調査研究の推進等	A	A	A	A	A	B
(7) 広報の推進	S	B	A	A	A	B
(8) 的確な財政運営	A	A	A	A	A	B

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組	A	A	A	A	A	B
(2) 高額療養費制度の周知徹底適用認定証の利用促進	S	A	A	A	A	B
(3) サービスの展開	A	B	B	B	B	B
(4) 被扶養者資格の再確認	A	B	B	B	B	B
(5) 要介護施設等療養費の照会業務の強化	A	B	B	B	B	B
(6) 療養手当命・出産手当金の審査の強化	A	B	B	B	B	B
(7) 海外療養費支給申請における重箱審査	A	B	B	B	B	/
(8) 効果的なセルフケアの推進	A	B	A	B	B	B
(9) 資格喪失後受診等による償還の発生防止のための保険証の回収強化	A	B	B	A	A	B
(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進	S	A	A	A	B	B
(11) 健康保険委員の活動強化と委員数拡大	A	B	B	B	A	A

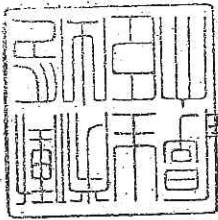
27年度の(2)については、(1)へ統合して判定している。

3. 保険事業

(1) 保険事業の総合的な効果的な促進に向けた保険事業の推進	A	B	B	B	B	B
(2) 特定健康診査及び特定健康指導の推進	/	/	B	B	B	B
(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診サービスの取得促進	A	B	/	/	/	/
(3) 特定健康指導の推進	A	B	/	/	/	/
(4) 重症化予防対策の推進	A	B	/	/	/	/
(5) 専業主婦等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラメルズ)	S	A	/	/	/	/
(6) 各種業務の展開	A	B	B	B	A	B

【判定基準】

S:計画を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要



厚生労働大臣 根本

平成30年12月26日

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙
のとおり、平成29年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行った
ので、その結果を通知する。

理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会

厚生労働省発保1226第2号



(別紙)

全国健康保険協会の平成29年度における
健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果

平成30年12月26日

I. 評価の視点

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としてしている。

こうした基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮するため、

・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営

・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営

・加入者と事業主への質の高いサービスの提供

・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

また、船員保険事業の運営に当たっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、事業の運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法(大正11年法律第70号)第7条の30の規定に基づき、協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績評価について、平成29年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況についての「業績全般の評価」と同事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」を行った。

なお、業績の評価に当たっては、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とした「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」(平成30年7月13日、9月28日及び10月9日開催)の各構成員の意見を参考としている。

II. 業績全般の評価

業績全般の評価結果は次のとおりである。この評価結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨みたい。

なお、個別項目の評価の結果は別添のとおりである。

1. 保険運営の企画に係る取組について

協会では、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿った各種施策について、PDCAサイクルを適切に回すことにより、「テーマヘルス計画」の確実な実施や国・都道府県の審議会等における意見発信、地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策、ジェネリック医薬品の更なる使用促進、地域医療への関与、調査研究の推進、広報の推進等の様々な取組を積極的に推進した。特に、ジェネリック医薬品の使用促進に向けたジェネリック医薬品軽減額通知サービス、健診・レセプトデータ等を活用した調査研究活動、各種の広報活動等の総合的な医療費適正化対策、的確な財政運営を実施していることを評価する。今後は、地域医療構想調整会議等において積極的な意見発信を行うとともに、地域の自治体等との幅広い連携や各支部の特徴に応じて地域間格差の是正に積極的に取り組み、さらに高い目標値の達成を図りたい。

2. 健康保険給付等に係る取組について

協会では、加入者からの健康保険給付について、申請書の受付から振込までの期間のサービスタイムアウト（所要日数の目標）を10営業日以内に設定してサービスの向上を図るとともに、限度額適用認定証の利用促進や被扶養者資格の再確認、柔道整復施術療養費の照会業務の強化、傷病手当金・出産手当金の審査の強化、海外療養費支給申請における重点審査、効果的なレセプト点検の推進、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化、積極的な債権管理回収業務の推進、健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大等、様々な取組を行った。特に、サービスタイムアウトの達成率やお客様満足度の高い水準を維持するとともに、被保険者の立場に立った限度額適用認定証の利用促進や積極的な債権回収等を実施しており、評価する。今後は、被扶養者資格の再確認を的確に行うとともに、傷病手当金・出産手当金の審査の強化、海外療養費支給申請における重点審査、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化に積極的に取り組み、更なる健康保険給付業務の適正化を図りたい。

3. 保健事業に係る取組について

協会では、第1期保健事業実施計画の最終年度としてPDCAサイクルを意識した効果的な事業を実施するとともに、第1期保健事業実施計画の実績検証に基づき、第2期保健事業実施計画を策定したほか、特定健康診査の推進及び

確認を実施したことにより保険給付が適切に行われたことや保険証の早期回収等に、高額療養費制度の周知や船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再診等による債権の発生抑制及び早期回収等、様々な取組を行った。

適正な実施、レセプト点検の効果的な推進、被扶養者資格の再確認、無資格受高額療養費制度の周知、職務上に乗せ給付等の申請勧奨、保険給付等の業務の実に実施するとともに、加入者のご意見等を踏まえた更なるサービスの向上、期間について、サービススタグマード（10営業日以内に振込）を設定し、着協会では、傷病手当金等の職務外給付の支給に当たっての受付から振込まで

2. 船員保険給付等の円滑な実施に係る取組について

特に、第2期船員保険データベース計画を策定するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進に係る取組については、ジェネリック医薬品軽減額通知の対象を拡大し、ジェネリック医薬品への切替者数及び軽減額を増大させたことにより、ジェネリック医薬品の使用割合が順調に伸び、医療費適正化に寄与していることを評価する。引き続き、取組を推進されたい。

な財政運営の確保に努めた。

特に、第1期船員保険データベース計画の最終年度の取組として、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供や出前健康講座の開催等により、健康課題の解決に向けて取り組むとともに、加入者・船舶所有者に対する情報提供や広報の充実、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、健全かつ安定的

1. 保険運営の企画・実施に係る取組について

[船員保険]

進に取り組みたい。

など、特定健診・特定保健指導の実施率の向上及び事業者健診データベースの取得促進に対して特定健診・特定保健指導の意義や効果を具体的に示して利用を勧奨するを受けやすい環境の整備に努めるとともに、特に新規の被保険者や被扶養者に今後は、コロナ禍による事業主との連携の下、特定健診・特定保健指導目標に達していない状況である。

者数や実施率を引き上げているが、特定健診及び特定保健指導の実施率は特定健診・特定保健指導の実施拡大のための工夫した取組により、年々実施率を上げてきているが、特定健診及び特定保健指導の実施率は事業者健診データベースの取得促進、特定保健指導の推進、重症化予防対策の推進、事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コロナヘルス）等、様々な取組を行った。